

公 告

分任契約担当官
自衛隊長野地方協力本部長
力 久 健

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
3PD11BK01940		3PD11A20039 0001					
品名 または 件名							
用途廃止済航空機の処分役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
現地							
搬 入 場 所				納 期 又 は 工 期			
				令和6年3月15日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

入札心得等については、自衛隊長野地方協力本部のホームページに掲載する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和6年1月19日 (金) 14時00分 自衛隊長野地方協力本部 会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後、落札者に説明する。

(3) 競争に参加する者に必要な事項

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- カ エの「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- キ 競争参加資格の年度は4・5・6年度とし、関東甲信越地域の資格を有する者とする。

(4) 入札の無効

- ア (3)に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 電報及び電話による入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

(5) 違約金

天災地変、その他契約相手方の責に帰しがない理由がある場合を除き、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(6) その他

- ア 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- イ 郵便等による入札は、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記し、入札日の前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前直近の開庁日）17時00分までに担当者必着分を有効とする。
- ウ 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
- エ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（FAX可）
- オ 初度入札で郵便による入札があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
 - 日時：令和6年1月23日（火）14時00分
 - 場所：自衛隊長野地方協力本部 会議室

(7) 入札に関する事項の問い合わせ先

自衛隊長野地方協力本部 総務課 会計班 TEL：026-233-2108
FAX：026-233-2109

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
用途廃止済航空機の処分役務	5 - 1 1	
	作 成	令和 5年12月14日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊長野地方協力本部総務課

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、自衛隊長野地方協力本部（以下、「官側」という。）において実施する用途廃止済航空機の処分について規定する。

(2) 用語及び定義

ア 用途廃止済航空機

官側が保有する無償貸付航空機材（広報用航空機）のうち、用途廃止済となり不用決定された OH-6（回転翼機）

イ 解体

用途廃止済航空機について、破壊、切断、粉碎、押しつぶし、溶解すること（石綿含有品目の取り外し及び封じ込めを含む。）をいう。

ウ 解体品

本仕様書に基づき、解体した用途廃止済航空機及びその付属品

エ 有価物

有償で売払ができるもの又は市場調査等により売払できると判断されるものをいう。

(3) 引用文書

この仕様書作成の参考にする文書は次の文書によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

ア 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

イ 法令等

(7) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 役務に関する要求

(1) 役務の内容

用途廃止済航空機を次に示す保管場所から役務履行場所へ運搬（搬出・運送・搬入）し、解体及び解体品の売り払い、併せて廃棄物処理までの工程を一式として行うものとする。

ア 保管場所及び数量

(7) 長野県松本市高宮西1-1 松本駐屯地内

(4) OH-6×1機

イ 役務履行場所

役務履行場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約相手方の処理工場等の敷地内を原則とする。

(2) 役務の作業方式

役務の作業方式は、次に示す表1のとおりとする。

表1-作業工程

番号	工程名	作業内容
1	入場点検	保管場所にて役務対象品の外観を点検する。
2	運搬	2(2)アによる。
	整理・清掃	保管場所において、搬出後に付着したごみ等を除去・清掃する。
3	解体	2(2)イによる。
4	解体品の売り払い	2(2)ウによる。
5	産業廃棄物	2(2)エによる。
6	完成検査	3による。

ア 運搬

- (ア) 運搬に必要な器材及び車両等は、契約の相手方が準備するものとする。
- (イ) 用途廃止済航空機は、運搬可能な状態にし、法令等に基づいて運搬するものとする。
- (ウ) 取り付けてある銘板については、入場点検時に契約の相手方が取り外し、裁断する。
その際、取り外し後と裁断後の状態を官側で写真撮影するものとする。
- (エ) 運搬は、保管場所から役務履行場所までとし、経路については最も経済的な通常の経路とする。
- (オ) 契約の相手方は、運搬時の紛失・盗難防止に留意するものとする。
- (カ) 運搬の履行に当たっては、平日午前9時～午後5時を基準とするも、その時間を超える場合又は土日を含む場合は、契約担当官等との調整によるものとする。
- (キ) 運搬の履行に伴い、監督官等の指示による整理・清掃を確実にを行うものとする。

イ 解体指示

解体は、役務履行場所にて実施するものとし、次による。

- (ア) 契約の相手方は、不正転用防止等防止のため、神川指定の役務対象品について解体するものとする。
- (イ) 契約の相手方は、調達要領指定書に基づき修復復元して再利用できない状態に解体する。
- (ウ) 解体の履行に使用する資器材等は任意とし、契約の相手方の負担とする。

ウ 解体品の売払い

解体品のうち、官側が指定する有価物は契約の相手方が買い取り、その代金を本役務の代金より差し引くものとする。有価物の詳細については、調達要領指定書のとおりとする。

エ 廃棄物処理

- (ア) 解体品のうち、附帯発生する廃棄物については契約の相手方が適正に廃棄処理するものとする。
- (イ) 処理基準は、法令等、関係法令等諸規則を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。
- (ウ) 処分数量は、当該実施日に実測した重量をもって確定とする。
- (エ) 委託された産業廃棄物は、破碎、溶融又は圧縮により処分するものとする。
- (オ) 産業廃棄物の収集及び運搬、併せて産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の準備は、契約相手方が実施するものとする。
- (カ) マニフェストの処置は、廃棄物処理法第12条の3で定めるところによるものとする。
- (キ) 契約相手方は、産業廃棄物の処分業務が完了した後、直ちに軽量票及びマニフェストを契約担当官等へ提出するものとする。
- (ク) 官側から役務対象品の受領書を受け取り、受領側記載欄に社印等を押印後、速やかに官側へ提出するものとする。

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年3月15日（金）

(4) 代金の支払

完了検査確認後、適法な支払い請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

4 監督・検査

(1) 監督

監督は、各工程の結節時に官側の立会において実施するものとする。

(2) 検査

役務の完了検査については、仕様書に示された提出書類を検査官が確認することにより完了するものとする。

その他必要な場合は、調達要領指定書に示すものとする。

5 その他の指示

(1) 提出書類

本役務での提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き表2のとおりとし、速やかに官側に提出するものとする。

表2－提出書類

名称	時期等	数量	提出先
現場代理人氏名・変更通知	任意様式で、契約後	1部	契約担当官
現場代理人略歴書			
工程表			
着手届	任意様式で、着手前		
完了届	任意様式で、完了後		
作業写真	完了後		
作業日誌	任意様式で、完了後		
マニフェスト（軽量票含む。）	処理終了後		
その他官側が指示するもの			

注 作業写真は、(社)公共建設協会発行「工事写真ガイドブック」等を参考に作業前・作業中・完了後、官側の指示する箇所を撮影し、速やかにサービス版で整理し提出することとする。

(2) 保 全

契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は官側の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

(3) 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに注意を喚起するものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

(4) その他

ア 契約の相手方は、事故防止に万全を期さなければならないものとする。

イ 契約の相手方は、有価物等の飛散又は流出等がないように防止策を講ずるものとする。

ウ 契約の相手方は、本仕様書に規定する作業以外の事象が発生した場合は、速やかに作業を中止し、官側に申し出るものとする。

エ 本役務に際し、履行要領及び日程等について契約担当官等と十分打ち合わせを行うものとする。

オ 本役務の履行に伴う発生材は、すべて契約の相手方が処分するものとする。

カ 本役務の履行に際し、国又は自治体及び民間施設等の財産に損傷を与えないように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。

(5) 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合又は明示がない事項については、契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 課	自衛隊長野地方協力本部総務課
	作 成 年 月	令和5年12月14日
品 名	用途廃止済航空機の処分 (OH-6)	
仕様書番号	5-11	

1 解体指示

別紙のとおりとする。

2 有価物の詳細

用途廃止済航空機の有価物は、表によるものとする。

表

連番	品目		重量
	素材		
1	アルミ		317.8
2	鋼		98.0
3	鉄		
4	マグネシウム		6.2
5	チタニウム		0.9
6	銅		28.2
7	鉛		
8	ステンレス		20.2
9	その他金属		
10	非金属		57.1
計			528.4
備考			エンジン・通信機器 を除く

(単位：kg)

3 調整先

自衛隊長野地方協力本部総務課管理班

TEL 026-233-2108

FAX 026-233-2109

用途廃止済航空機解体要領（基準）

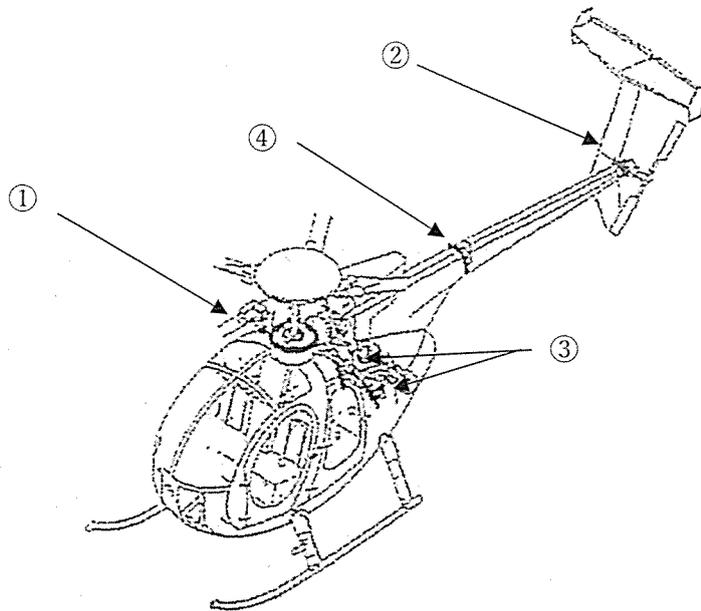
部位等		細部要領
機 体	計器類	付表に示す計器類は、再使用できないように要所を破壊又は押しつぶし、確認欄に確実に記入し作業日誌等に添付する。
	胴 体	再生できないよう付図で示す箇所を切断又は破壊するほか、原形をとどめない程度に切断する。
	プロペラ及び ローター・ブレード	再生できないように切断する。
大型部品 (トランスミッション、 ローターハブ等)		各系統の部品は、再使用できないように要所を破壊又は押しつぶす。
中・小部品 (操縦桿、機内外照明、 パイロット座席、アンテナ等)		再使用できないように破壊する。

注：インターネットオークション出品防止に留意すること。

OH-6計器一覧

連 番	名 称	確 認	番 号
1	応答高度計		
2	姿勢指示器		
3	速度計		
4	トルク・ゲージ		
5	時計		
6	方位指示器 (ADF 指示器)		
7	N 2 及びロータ回転計指示器		
8	タービン出口温度計		
9	N 1 回転計指示器		
1 0	インストルメント・パック (電圧系、エンジン油温計及びエンジン油圧系)		
1 1	燃料量計		
1 2	昇降計		
1 3	旋回傾斜計		
1 4	外気温度計		

	切断又は破壊する部位
①	メイン・トランスミッション取付部
②	テール・トランスミッション取付部
③	エンジン・マウント取付部
④	解体セクション及びテールブーム結合部



入札書

金額 ¥ _____ (税別)

品名	規格等	数量	単位	単価	金額
用途廃止済航空機の処分役務	仕様書のとおり	1	式		
以下余白					
合計					
納入場所	現地	納期	令和6年3月15日		
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊長野地方協力本部長

力久 健 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

下見積書

金額 ¥ _____ (税別)

品名	規格等	数量	単位	単価	金額
用途廃止済航空機の処分役務	仕様書のとおり	1	式		
以下余白					
合計					
納入場所	現地	納期	令和6年3月15日		
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期限			
※ご回答について 本下見積は令和6年1月16日(火)12時00分までにFAXにてご回答いただきますようお願いいたします。(FAX026-233-2109)					

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊長野地方協力本部長

力久 健 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先